

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等 策定協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、「緊急輸送道路」という）は、災害発生直後から行われる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐災性が確保されているとともに、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

本協議会は、緊急輸送道路ネットワーク計画及び緊急輸送道路ネットワークにかかる危機管理体制等の計画を策定することを目的とする。

(会 長)

第 3 条 会長は、島根県土木部長がこれにあたる。

(協議会)

第 4 条 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

2 副会長は、国土交通省松江国道事務所長があたるものとし、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 協議会は、別表 1 に掲げる者で組織する。

4 会長が必要と認めた場合は、会長が指名する者を参加させることができる。

(協議会の検討事項)

第 5 条 協議会は、次の事項に関する検討を行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画策定及び見直しに関する事項

(2) 緊急輸送道路ネットワークの危機管理体制に関する事項

(ワーキンググループ)

第 6 条 協議会の業務を遂行するにあたり、ワーキンググループ（以下「WG」という）を置くことができる。

2 WGの設置及び組織構成は協議会において定め、WGの座長は、島根県土木部道路維持課道路防災グループリーダーとする。（別表 2）

3 WGは、協議会の業務を遂行するための運営にあたる。

(事務局)

第 7 条 事務局は、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課並びに島根県土木部道路維持課に置くものとし、協議会の運営にあたっては、互いに協力する。

(付 則)

この規約は、平成 8 年 7 月 31 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 1 月 30 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

この規約は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

別 表 1

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会

会 長	島 根 県	土 木 部	土木部長
副会長	国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所		松江国道事務所長
委 員	国土交通省 中国地方整備局		防災室長
		道 路 部	道路計画課長
		〃	地域道路課長
		〃	道路管理課長
		港湾空港部	港湾計画課長
		浜田河川国道事務所	浜田河川国道事務所長
	島 根 県	土 木 部	道路維持課長
		〃	道路建設課長
		〃	港湾空港課長
		防 災 部	防災危機管理課長
		地域振興部	交通対策課長
		健康福祉部	医療政策課長
		農林水産部	農地整備課長
		〃	漁港漁場整備課長
	西日本高速道路（株）中国支社	総務企画部	企画調整課長
		保全サービス事業部	保全サービス統括課長
	境港管理組合	境港管理委員会事務局	事務局長
	島根県警察本部	交 通 部	交通規制課長
	陸上自衛隊 出雲駐屯地	第 13 偵察隊	情報幹部
事務局	国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所		管理第二課
	島 根 県	土 木 部	道路維持課

別表 2

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等 策定協議会ワーキンググループ

座 長	島 根 県	土 木 部	道路維持課 道路防災 G L
副座長	国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所		副所長（管理）
委 員	国土交通省 中国地方整備局		防災室 課長補佐
		道 路 部	道路計画課長補佐
		〃	地域道路課長補佐
		〃	道路管理課長補佐
		港湾空港部	港湾計画課長補佐
	松江国道事務所		計画課長
	〃		管理第二課長
	浜田河川国道事務所		調査設計課長
	〃		道路管理課長
島 根 県	土 木 部		道路建設課 企画調査 G L
	〃		港湾空港課 港湾整備 G L
	防 災 部		防災危機管理課 防災危機管理第一 G L
	地域振興部		交通対策課 地域交通スタッフ企画幹
	健康福祉部		医療政策課 地域医療支援第二 G L
	農林水産部		農地整備課 農道整備 G L
	〃		漁港漁場整備課 計画 G L
西日本高速道路（株）	松江高速道路事務所		統括課長
	千代田高速道路事務所		統括課長
境港管理組合	港湾管理委員会事務局		工務課長
島根県警察本部	交 通 部		交通規制課長補佐
陸上自衛隊	出雲駐屯地		警備幹部